

# 町税等は納期内に納めましょう!

## 税金は私たちの暮らしを支えています



### 滞納処分(差押え)を強化します。

町税等の滞納は、町の財政を圧迫し、住民サービスに支障をきたすことにもなりかねません。そして何よりも納期限内までに税金をきちんと納付していただきている大多数の納税者の方との公平性を欠くことになります。

町税等の滞納は、町の財政を圧迫し、住民サービスに支障をきたすことにもなりかねません。そして何よりも納期限内までに税金をきちんと納付していただきている大多数の納税者の方との公平性を欠くことになります。

### 滞納は放置せず、必ず納付相談を

病気や失業、事業の廃止や経営不振など、やむを得えず納期限内に納めることができない方は、徴収の猶予などの制度があります。ただし、生活状況などを聞き取りのうえ、要件に該当した場合に適用されます。

また、一括で納付が難しい場合には、分割納付に応じることができますので税務課までご相談ください。

### 延滞金を徴収します。

税金を納期限までに納めなかつた場合、納期限の翌日から1ヶ月を経過するまでは4.3%、2か月目からは14・6%の割合で加算した延滞金を徴収します。

※差押えを受けた場合、勤務先での信用を失うことになることのほか、今後、金融機関等との取引(ローンやカード決済)に支障が出る場合があります。

◆問い合わせ先 税務課  
☎ 0859-54-5208